

## 三戸町空き家の利活用促進に係る家財道具処分事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家の利活用を促進するため、空き家の所有者等が、三戸町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録又は登録予定の空き家の家財道具の処分に要する経費に対し、三戸町空き家の利活用促進に係る家財道具処分事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「空き家」とは、町内に居住、店舗の営業等を目的として建築し、現に居住又は使用されていないものをいう。

### (補助事業対象者等)

第3条 補助事業の対象者及び対象経費は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、三戸町空き家の利活用促進に係る家財道具処分事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、別表に定めるところにより、町長に提出するものとする。

### (交付決定の通知)

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、三戸町空き家の利活用促進に係る家財道具処分事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとし、当該交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に送付する。

### (変更等の手続)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、三戸町空き家の利活用促進に係る家財道具処分事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）にその内容が分かる書類を添付し、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認めた場合は除くものとする。

### (実績報告)

第7条 規則第9条の規定による実績報告は、三戸町空き家の利活用促進に係る家財道具処分事業実績報告書（様式第4号）によるものとし、別表に定めるところにより町長に提出しなければならない。

### (交付の請求)

第8条 補助金は、三戸町空き家の利活用促進に係る家財道具処分事業補助金交付請求書（様式第5号）により町長に請求するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(3) 補助事業者が、補助金を交付された日から起算して5年以内に当該補助に係る空き家を滅失したとき。ただし、災害等補助事業者の責めに帰さない場合を除くものとする。

(4) その他町長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該補助事業者に、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

別表

補助対象者	<p>(1) 自己所有のほか、3親等以内の親族が所有する空き家の家財道具処分等であり、所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸等を行うことができる者。</p> <p>(2) 申請者及び申請者の世帯員に町税等の滞納がないこと。</p> <p>(3) 以前に当該家財道具処分に係る補助金の交付を受けていない者。</p>
補助対象経費	<p>売却、賃貸を前提とした空き家バンクへの登録を条件に、町内の事業者を活用して実施する空き家の家財道具の処分等に係る経費とする。(ゴミ処理手数料、収集運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処理業者等に委託して家財を処分する場合における委託費等に係る経費)</p>
補助率及び補助金の額	<p>補助率は、10分の10とし、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、上限額を10万円とする。</p>
申請手続	<p>1 申請時期 着手前又は契約締結後速やかに申請すること。</p> <p>2 申請書及び添付書類</p> <p>(1) 三戸町空き家の利活用促進に係る家財道具処分事業補助金交付申請書(様式第1号)</p> <p>(2) 本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し)</p> <p>(3) 空き家に係る固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し又は登記事項証明書</p> <p>(4) 空き家所有者との関係が確認できる戸籍関係証明書(申請者が空き家所有者でない場合)</p> <p>(5) 家財道具の処分等に要する経費を明らかにできる書類(契約書又は見積書の写し)</p> <p>(6) 着手前写真</p> <p>(7) 誓約書(様式第6号)</p> <p>(8) その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1 報告期限 完了後速やかに報告すること。</p> <p>2 報告書及び添付書類</p> <p>(1) 三戸町空き家の利活用促進に係る家財道具処分事業実績報告書(様式第4号)</p> <p>(2) 処分等に要した費用を施工業者に支出したことが分かる書類(領収書又は口座振込証明書若しくはこれに準ずるものの写し)</p> <p>(3) 完了写真</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>